

令和4年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 趣旨

学生や若手社員等（以下「学生等」という。）が仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計（以下「ライフデザイン」という。）に対し、希望を持って描くことができるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供することを目的とする。

4 業務内容

令和4年度京都若者ライフデザイン推進事業（以下「本事業」という。）においては、学生等が「京都で働きながら子どもを育てる」ことを体験的に学び、それを踏まえて自らのライフデザインを考える「仕事と育児の両立体験プログラム」（以下「体験プログラム」という。）及び将来のライフデザインを視覚的にイメージする機会としてライフデザインワークショップを実施する。

また、大学、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）や高等学校、企業において、これらの取組を主体的に実施できるように、アドバイザーを派遣するなど、導入支援を行うものとする。

なお、以下（1）及び（2）に定める業務を効果的に実施するため、受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること。

（1）体験プログラム

体験プログラムにおいては、学生等が共働き家庭に対し、訪問又はオンラインにより子どもとの交流や触れ合い、両立に関する意見交換を行うなど、仕事と育児の両立を疑似体験するとともに、それを踏まえた参加者間の気づきの共有等を通じて、自らのライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

① 長期プログラム

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム京都」という。）が実施するインターンシッププログラムに参加する学生やその他大学等に在籍する学生を対象として、事前学習、体験学習、事後学習、最終発表会の一連のプログラム（おおむね7日間）を実施する。

なお、実施に当たっては、大学コンソーシアム京都や大学等と調整して、学生への周知や長期プログラムへの参加の働きかけ等を行うこと。

ア 参加学生の募集

参加学生を募集するに当たっては、大学コンソーシアム京都や大学等との関係構築に努め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施するなど、長期プログラムへの参加学生を募集すること。

イ 受入賛同家庭の募集

受入賛同家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（保護者のうち一人でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とすること。

また、受入れを検討する企業や家庭への個別説明等を行うなど、受入先を開拓するとともに、各受入先と個別の調整による、学生と受入先とのマッチングを行い、受入体制を構築すること。

なお、受入体制の構築に当たっては、企業等との調整のほか、受入先へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、学生との顔合わせ等を実施し、学生が企業・家庭の両者それぞれと実施締結書を結ぶことにより、長期プログラムの安全かつ効果的な推進を図ること（企業から求めがない場合は、実施締結書の作成を省略しても差し支えない。）。

ウ 長期プログラムの実施

参加学生が、自身のライフデザインについて主体的に考え、具体的にイメージできるよう、長期プログラムの内容については、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。また、事前学習、事後学習及び最終発表会の実施に当たって講師を派遣すること。

(ア) 事前学習

参加学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップのほか、子どもとの関わり方や仕事と育児の両立の実態、両立家庭での工夫等について学ぶ動画ワーク等を実施すること。

(イ) 体験実習

企業等で働く共働き家庭に対し、原則、学生が訪問を行い、子どもとの交流や触れ合い、仕事と育児の両立等に関する意見交換等を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況や受入先の意向等により、オンライン等に変更する場合は、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

(ウ) 事後学習

長期プログラムを通して得た気づきを振り返り、仕事と育児の両立を行うに当たっての課題点や感じたことをまとめ、今後の自身のライフデザインにどう活かすのかをまとめるワークを実施する。

(エ) 最終発表会

参加した学生が、長期プログラムを通じて得た気づきや成果を共有するため、最終発表会を開催する。

なお、最終発表会は、原則として一般公開にて実施するとともに、可能な限り、受入

先の参加を求めるものとする。

エ 大学等の授業内での長期プログラムの実施

大学等の授業内において、長期プログラムの内容を盛り込んで実施できるよう、大学等と調整を行うこと。

オ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、他の学生等への普及・啓発を行うこと。

具体的には、大学の授業等の機会を活用し、長期プログラムへの参加を促すほか、学んだこと、気づいたことなどを、参加していない多くの学生等に発信できるよう啓発を行うこと。

② 短期プログラム

上記①を参考にしながら、京都ジョブパークが実施するインターンシッププログラムの参加学生やその他大学等に在籍する学生を対象として、原則、オンラインによる短期の体験プログラムを実施する。

ア 参加学生の募集

参加学生を募集するに当たっては、京都ジョブパークや大学等との関係構築に努め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施するなど、短期プログラムへの参加学生を募集すること。

イ 受入賛同家庭の募集

受入賛同家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（保護者のうち一人でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とし、①イに定める長期プログラムの受入先の募集と同時に進めても差し支えない。

また、受入れを検討する企業や家庭への個別説明等のほか、京都ジョブパーク等で行われる企業向け説明会等の機会を活用して、受入先を開拓するとともに、各受入先と個別の調整による、学生と受入先とのマッチングを行い、受入体制を構築すること。

ウ 短期プログラムの実施

短期プログラム内容については、以下（ア）及び（イ）の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

また、実施に当たっては、学生と家庭とを原則オンラインで接続して行うこととし、学生にとって、①ウ（イ）と同等の学びが得られる内容となるよう努めること。

なお、実施日数については、1日で実施できる場合においては、（ア）及び（イ）の内容を同日に実施しても差し支えない。

（ア）事前研修・体験実習

学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップのほか、子どもとの関わり方や仕事と育児の両立の実態、両立家庭での工夫について学ぶ動画ワーク等を行うとともに、体験実習として、複数の子育て家庭と原則オンラインで接続し、子どもとの交流や触れ合い、仕事と育児の両立等に関する意見交換等を行うこと。

なお、受入先や受入企業等の意向に応じ、オンライン以外の方法で体験実習を行う場合は、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

(イ) 事後研修

参加者間で、(ア)の事前研修及び体験実習の実施後の気づきや感じたことを共有し、それを踏まえて自身のライフデザインを再設計する事後研修を行うこと。

エ 大学等の授業内での短期プログラムの実施

大学等の授業内において、短期プログラムの内容を盛り込んで実施できるよう、大学等と調整を行うこと。

なお、高等学校において実施意向がある場合は、短期プログラムの内容を授業内で実施して差し支えないが、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

オ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、他の学生等への普及・啓発を行うこと。

具体的には、大学の授業等の機会を活用し、短期プログラムへの参加を促すほか、学んだこと、気づいたことなどを、参加していない多くの学生等に発信できるよう啓発を行うこと。

③ 府内企業への体験プログラム導入支援

長期及び短期の各体験プログラムを企業で主体的に実施できるよう、導入支援を行うこと。

なお、企業で実施する場合においては、ライフデザインを考えるワークショップ及び体験実習（オンラインでの実施も可）を必須とし、その他の項目については企業の希望に応じた内容として差し支えない。

ア 実施マニュアルの作成

企業の主体的な体験プログラムの実施を促進するため、実施マニュアルを作成すること。

なお、本マニュアルの作成に当たっては、内容等についてあらかじめ京都府と協議・調整を行った上で、完成させること。

イ 企業向け説明会の実施

企業が主体的に体験プログラムを実施できるよう、実施マニュアルを参考として、企業向けの研修会又は説明会を開催すること。

ウ アドバイザー派遣

体験プログラムを主体的に実施する企業に対して、実施マニュアルを参考として、助言や指導を行うためのアドバイザーを派遣すること。

④ 実施結果の取りまとめ・報告

ア 長期プログラム、短期プログラムそれぞれの参加学生等について、体験プログラム参加前後の意識の変化などの効果を取りまとめの上、報告すること。

イ 次年度以降の参加学生等や受入先の掘り起こしを進めるための啓発資料として、体験プログラムの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと。

⑤ 留意事項

ア 本業務の遂行に当たり、大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク、大学等関係機関との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ 長期プログラムについては、体験学習期間中の事故等に備えるため、受託者において学生の保険加入手続を行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

⑥ 数値目標

ア 協力企業数*	20社
イ 受入賛同家庭数	130家庭
ウ 長期プログラム参加者数	20名
エ 短期プログラム参加者数	300名
オ 企業向け説明会参加企業数	200社

※「協力企業」とは、自社のインターンシップ参加学生に対して体験プログラムへの参加を働きかける企業並びに自社の社員等の中から受入賛同家庭を紹介する企業を指す。

(2) ライフデザインワークショップ

京都府オリジナル教材の「人生年表」を使い、学生等が将来のライフデザインを視覚的にイメージできるワークショップを実施すること。また、適宜、子育て中の社員等が特別講師として学生等に仕事と子育ての両立に対して感じていることを話す機会を設けるなど、学生等がライフデザインをよりイメージできるような内容とすること。

① ライフデザインワークショップの実施イメージ（1回90分程度）

本ワークショップについては、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

ア オリエンテーション

イ 結婚、出産、子育て等のライフイベントに関するコスト、支援制度等の紹介

ウ 人生年表ワーク

ライフイベントに係るシールを人生年表に貼る作業を通して、これからの人生設計を考えるワークショップを実施する。

エ 子育て中の社員等との意見交換等（一日のライフサイクル紹介、質疑応答等）

② ライフデザインワークショップの導入支援

企業の人事担当者や大学等の教員、高等学校の教員を対象に、ライフデザイン教育の重要性や取組方法について学べる研修会又は説明会を開催するなど、企業や大学等が主体的に実施できるよう導入支援を行うこと。

③ 実施結果の取りまとめ・報告

ア ライフデザインワークショップの参加学生等について、本ワークショップ参加前後の意識の変化などの効果を取りまとめの上、報告すること。

イ 次年度以降の参加学生等の掘り起こしを進めるための啓発資料として、ライフデザインワークショップの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと。

④ 留意事項

ア 業務の遂行に当たり、企業や大学等、高等学校との関係構築に努め、京都府の指示の下に、十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ ライフデザインワークショップ実施後に、体験プログラムへの参加につなげることを意識して実施するなど、業務の効果的な実施に努めること。

⑤ 数値目標

ア ライフデザインワークショップ実施回数	20回
イ ライフデザインワークショップ参加者数	500名
ウ ライフデザインワークショップ導入研修・説明会参加者数	100名
エ ライフデザインワークショップ実施学校（高等学校を含む）・企業数	10学校・社
オ ライフデザインワークショップを受講して人生設計について自分の意識が変わった人の割合	80%以上

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務は内閣府「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。
- (10) 本事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮した防止対策を講じること。